

四 社会基盤の整備

1 士族授産

(一) 宝林社

(1) 就産・教育資本寄贈書簡

舟木直光氏蔵

余ノ諸氏ニ於ケル、素ト一朝一夕ノ交誼ニ非ス。祖先以來廢藩ノ日ニ至ル迄、艱難之ヲ共ニシ安樂之ヲ同シ、憂喜相感スルノ情恰モ骨肉ノ如クナルコト亡慮數百年間ナリ。自今以後、幾回ノ星霜ヲ経過スルモ決シテ互ニ相忘ルヘカラサルモノナリ。今、余ハ朝廷優渥ノ恩賜ニ由リテ得ル所ノ禄以テ永遠家眷ヲ養育シ、生計ヲ圖ルニ足レリ。諸氏ノ如キモ亦朝廷ノ恩賜ナキニ非ス

ト雖モ、其禄以テ目下ノ生計ヲ営ムニ足ラズ。況ンヤ将来ノ生業ヲ計リ、子孫ノ教育ヲ慮ルニ於テヨヤ。是時ニ於テ從来ノ交誼ヲ顧レバ実ニ黙止ニ忍ヒサル也。

依テ余ガ嘗テ豊岡宝林社ニ寄托セル貯蓄金ノ内八千円ヲ以テ就産ノ財本トシ、別ニ千五百円ヲ教育資本トシ県庁ヲ經テ之ヲ諸氏ニ寄贈ス。諸氏宜シク余ガ意ヲ体シ、同心戮力シテ就産ノ道ヲ求メ毎勉刻苦シテ産業ヲ確立シ、併テ幼年ノ子女ヲモ教育スベシ。夫レ就産ト教育トハ実ニ焦眉ノ急務ニシテ、一身一家ノ盛衰興亡皆之レニ由ラザルナシ。此ノ二者相待テ並ビ行ハルルコト殆ト先後緩急ノ別ナキ者ナリ。（そもそも）抑、此ノ金額ハ僅九千五百円ニシテ、之ヲ各自配付スレハ一戸得ル所百円余ニ過ギズ。以テ何等ノ事業ヲ起スニ足ラズ。若シ之ヲ集合シテ分タズ、利益ヲ永遠二期スル時ハ、以テ大ニ為スアルニ足ルベキ也。諸氏此ノ意ヲ体シ、敢テ一人一己ノ私有トセズ、一社ヲ結ンデ共同公有ノモ

ノトシ、衆議ヲ尽シテ實際適切ノ方法条規ヲ設ケ、以テ永遠不朽ノ事業ヲ創立セラレントヲ希望ス。其方法条規ノ如キハ、實際施行ノ前ニアリテ予テ詳細余ニ示サルベシ。余モ亦將ニ意見ヲ述フルコトアラントス。諸氏宜シク之ヲ諒セヨ。

明治十年七月

京極 高厚

旧豊岡藩

士族中

(2) 資本運用計画

國立市・小林善雄氏藏

ノ右當暮分割ノ事

調達融通講益金見込高

一、今般、宝林舎御所有金ノ内、特別ノ思召ヲ以テ士族一統ニ工業資本金トシテ金八千円・子女為教育金千

五百円下賜ニ付、社中熟議ノ上、士族一同へ協議、代

議人十名ヲ定メ決議、左ノ通。

但、二方千両講一口可受取見込ノ処、手取済基礎

逐次細々可受取見込

一 金三千五百円

一 同千円

二方奥組献田代
明治十八年可受取分

一 同九百九拾円三拾四錢九厘五毛

君公御所有金

金七千七百五拾四円八拾貳錢五厘二毛

旧豊岡藩

士族中

一 同七百円	正法寺新田地価見積り	一 金壱万七百八拾壹円貳錢七厘四毛	会社基礎金
一 同四千貳拾八円六拾貳錢三厘一毛	十年六月迄益金	一 金壱万五千五百九円六拾五錢五毛	現在在金
此折半		ペ	

金ニ組込ニ付、御書下ノ金高不足可致事

千五百円

子女教育金

金五千四百九拾円三拾四錢九厘五毛

追々可受取見込ノ分

此折半

金弐千七百四拾五円拾七錢五厘

君公御所有金ニ可相成分

金弐千七百四拾五円拾七錢五厘

士族共有金、追々可相渡見込ノ分

二口合テ

金弐万千円

内

壱万五百円

君公

壱万五百円

士族

小内

卒一同へ被下金

士族共有金

八千円

内

一 金千弐百三拾三円五拾九錢七厘弐毛

欠減ノ憂ナキヲ要旨トスル事

一 総取入利足ヲ以、各自預リ利足(足)并社員月給・会社入費・貸金催(足)訴費用等仕払、残金ハ会社へ積蓄シ、自然身代限リヲ受ケ返金ノ道ヲ失スル者有之時ハ該金ヲ以テ弁償シ、君公御所有金并士族共有金ニ

一 工業着手迄ハ共有金年七朱ノ利足ヲ以テ会社へ預リ積立候事

但、君公御所有金七千七百五拾四円八拾弐錢五厘弐毛、此分士族共有金同様年七朱利積立ノ事

百七拾七円四拾六錢壠厘

年々作徳米代

四方圭次郎

貳百五拾六円拾三錢六厘貳毛
年々諸雜費残金
八百円

当十年十二月益金見込

右、会社所有金年々積立、貸付損失前条積蓄金ニテ
不足ノ節ハ該金ヲ以、償候事

一 土族救恤法

士族共有金利足ノ内、壹部分ヲ別途ニ備ヘ置キ

但、初年ハ貳万社一非常ノ災害ニ係リ困難目下視ルニ
忍ヒサル者ヘハ組頭中協議ノ上、社員ヘ計リ右予備
金ヲ以テ一時救恤可致事

一 工業開設ノ為、巨金ヲ賜ルニ付テハ往々実地施行

ノ事ニ大ニ注意セサレハ、区々烏合ノ紛議ヲ生シ之

カ為、弊害ヲ釀シ、發達隆盛スル道ナシ。因テ主任

ノ者両名士族投票ヲ以、選挙致候事

主任者

河本齊助

労力相当ノ給ヲ當分会社ヨリ支給スヘシ。士族中、

工業存付ノ義ハ右兩人へ可申出事

一 土族子女為教育金千五百円ヲ下賜ニ付テハ該金ヲ
会社ヘ預ケ、右利足ヲ以テ教員壠名漢学力有リ小学履
授業スル者

入、私塾ヲ相開キ候事

但、該金利足ハ貸金預リ金利足ト進退シテ實際相
当ノ利足ヲ月々可相渡事

一 今般、利足ノ定則被仰出候ニ付テハ、私塾費用教
育金千五百円ノ利足ニテハ不足可致ニ付、共有金八
千円ノ内ヨリ千円ヲ教育金ノ方ニ加ヘ、貳千五百円

ノ利足ヲ以、開設可致事

但、私塾掛リ、社員ノ内ニテ相勤候事

一 君公ヨリ子女為教育金千五百円下賜ニ付、士族協

議ノ上、私塾開設致候間、県庁ヘ相届候事

一 教育金ノ義ハ君公ヨリ御願立ノ上、下賜候御趣意

二候処、當時豊岡校ノ如キハ資本金ナク入費ハ相嵩、

借財多分有之趣ニ付テハ、自然学務掛又ハ学区取締

ノ計ヒニテ私塾費用ハ是ヨリ繰出ニ付、一時千五百

円ハ学校ニ借入度杯被申掛けハ、往々格別ノ御厚意

ヲ以テ被下候資本ヲ失スル場合ニ可立至哉モ難計ト

一同深ク心痛仕候。依テハ士族一同ヨリ御届仕、君

公ヨリ御願立ノ義ハ御見合セニ被相成(レ)下テハ如何可

有之哉、一応尊慮奉伺度事

一 舎員更ニ選挙ニ付、士族一同投標致(要)候處、近藤斉

助退社、添田市郎入社、其余ハ從前ノ通、明治十一

年ヨリ満二ヶ年奉職決議ノ事

一 士族中各自ノ預リ金利足歩増等ノ義ハ、從前ノ算

法ニ候事

右ノ通、舍員・代議人一同協議ノ上、確定候条各

君御熟覽ノ上、君公へ被仰上被下度、尚御異見モ

御座候ハハ御回答被下度候也。

明治十年九月

宝林舍(社)

猪子 清殿

岡 豪殿

濱尾 新殿

久保田謙殿

(3) 宝林社・宝林義塾

『明治十六年度・地方巡察使復命書』三一書房版

兵庫県管内士族状况

但馬国城崎郡豊岡ニ住居スル士族現住五拾戸計り、其他ハ官途ニ就キ又ハ商業等ニテ他所ニ寄留ス。當時、家禄奉還シテ尽ク之レヲ集合シ、以テ一舎ヲ設ケ宝林舍ト号シ、此舎ノ利益ヲ分配シテ生計ノ道ヲ立ツ。

依テ今日糊口ニ苦ムマテニ至ラス。最下等傭役ニ止ル

農商ノ業、又ハ雜業ニ從事シ、各進取ノ氣アリ。

(中略)

宝林社

社長古嶋良平ナリ。此社ハ旧藩主京極高厚ヲ始メ士族七十六人相連合シテ之ヲ設立シ、株金並預リ金ヲ以テ專ラ貸付ヲ業トス。其株金ハ一万三千百円、此株数百三十一株ナリ。

宝林義塾

塾長久保田精一。該塾ハ士族八十二人協同、明治十一年五月創立、同族ノ子弟ヲ教養センカ為メ設クル学塾ニシテ專ラ漢学・算術ヲ教フ。旧藩主ヨリ千五百円ヲ出しシ、士族中ヨリ千円ヲ醵シ、之ヲ學資ノ出納ハ宝林社ニ於テ担当セリ。教員二人・生徒百十四人。

旧主京極高厚殿ヨリ送付セラレタル告示書写

舟木直光氏蔵

(4) 告 示 書

明治十年以来、予カ寄贈スル所ノ就産資金及ヒ学資金ヲ基礎トシ、宝林社ヲ設立シテ貸金及預リ金ノ事業ヲ連綿継続スルコト茲二十有六年、今ヤ商法実施ノ時ニ際シ予カ寄贈シタル共有ノ趣旨ハ此法律ト相容レス、其主義ヲ変スルノ止ムヲ得サルニ遭遇セリ。然レトモ德義ニ出スルモノハ徳義ノ制裁ヲ守ルヘキ義務アルハ古今ノ通義、諸子モ亦此徳義ヲ守ルヘキ義務アルモノト信ス。故ニ宝林社ノコトハ更ニ社主ヲ定メテ之ニ一任シ、社主ト諸子トノ間ニハ確実ナル契約書ヲ制定シ、之ヲ交換シテ互ニ徳義ヲ固守シ、以テ忘ルゝナクンハ当初寄贈ノ趣旨ヲ貫徹スルコトヲ得ヘキハ予ノ信シテ

疑ハサル所ナリ。(いささか) 聊丹心ヲ述テ諸子ニ告ク。宜ク

之ヲ諒セラレヨ。

内訳

金四千六百弐円弐錢四厘

是ハ旧藩主京極高厚殿ヨリ恵与セラレ

御印(高厚)

明治二十六年五月廿七日

豊岡士族諸子 御中

タル就産資金

金參千四拾五円參拾參錢六厘 積立金

是ハ非常ノ變災・不慮ノ困難ニ罹リ資

金及預り金等ニ欠損ヲ釀ストキハ之ヲ

補充及償還スルノ予備ニ供ス。

金八百五拾五円七錢五厘 別段積立金

是ハ滯リ貸損失、或ハ臨時入費、又ハ

遠隔ノ地ニ出張旅費日當、若クハ士族

中（規定中、凡士族トアル者ハ皆旧豊

岡藩士族ヲ呼称セシモノナリ）不慮ノ

災害ニ罹リ、又ハ非常ノ困難ニ陥リ、

見ルニ忍ビザル者ヘ行主ト士族惣代合

議ノ上、米壹石以内、若クハ金五円以

(5) 宝林銀行規定

宝林銀行規定

舟木直光氏蔵

第一条 店舗ノ名称ヲ宝林銀行トス。

第二条 本行ハ但馬国城崎郡豊岡町ノ内本町三番屋敷

二設置ス。

第三条 金錢貸付及当座預り・定期預リヲ事業トス。

但シ旧残務ヲ繼承シ、之カ精算ヲ遂ルモノ
トス。

第四条 金壱万参千九百七拾壱円参拾弐錢

内ヲ以テ一時救助スルノ予備ニ供スルモノトス。故ニ該金ハ自ラ増減ヲ免レ
サル(ママ。以下、同)トス。以下二項同断ノコト。

金參千三百六拾九円七拾五錢貳厘

学資金

是ハ利益金ノ内ヲ以テ士族ノ子弟ニシテ小学高等生ヘ壹ヶ月金參拾錢、中学生ヘ金五拾錢ツ、父兄ヨリ届出ノ上、學資補助トシテ給与シ、且高等全科卒業優等ノ証ヲ得タル者ヘ時宜ニ因リ賞与品ヲ与フルコトアルモノトス。

但、補助金渡方ハ年四回、即チ三月・六月・九月・十二月トス。

ヲ雇入ルゝコトアルベシ。

第六条 士族総代五名ヲ置キ士族一同ノ代表者トナリ、

純益配当充金繰越

是ハ毎年度純益配当金ノ内、其幾分ヲ配当シ、幾分ヲ積立置、仮令益金減少ノ年アルモ稍平準ヲ保タシムル為メ年々繰越置ク者トス。

金四百貳拾七円貳拾叁錢參厘

是ハ新宝林銀行組織上ノ都合ニ付、貳万円ニ不足スル処ノ額、当分借入
(置ケ者)トス。

第五条 本行ニ取締人貳名ヲ置、本行全体ニ対シ常ニ

厚ク注意ヲ加ヘ事業ノ発達進歩ヲ謀リ、一切ノ事業ヲ負担スルノ任務アルモノニシテ、行主不在ノ節、通常ノ事務ハ代理ヲ為スモノトス。

但シ、事務多忙ノ節ハ日當金貳拾錢以内ノ者

金壱千六百七拾壹円九拾錢

憚ナク陳弁シ、本行ノ隆盛ヲ謀ルハ勿論、業務上ノ処理ニ付、行主ヨリ協議ヲ要スルコトアルトキハ之ニ応シ、利害得失ヲ弁シ、其他士族一般ニ関スル事件ハ^(チベ)都テ熟議執行スルノ任務アル者トス。

(中略)

第拾五条 本行ノ職員ハ在住士族（在住士族ト称スル者ハ豊岡町及近傍ニ在住スル士族ヲ云フ）ニシテ戸主・隠居、長・次・三男ヲ問ハズ、丁年以上ノ男子ヲ選挙スルモノトス。

第拾六条 行主ヲ選定スルハ士族総代ニ於テ士族一同投票セシメ、高点者武名ヲ選抜シ、其人トナリ及ヒ人望ノ如何・資産及原況等ヲ詳記シ、旧藩主ノ指定ヲ乞者^(フ)トス。取締人ハ在住士族中ヨリ行主ト士族総代ニ於テ選抜シ旧藩主ヘ上申シ士族へ報告スルモノトス。

第拾七条 士族総代ヲ選挙スルハ行主ニ於テ在住士族ノ戸主中ヨリ選挙セシメ、其投票ノ高点者五名ヲ當選者トシ、旧藩主ヘ上申スル者トス。

第拾八条 凡、選挙人ハ在住士族男戸主ニ限ルモノトス。

(中略)

第式拾五条 本行ノ總勘定ハ毎年六月・十二月ニ仕切、請払精算ヲナシ、毎期間全体ノ収得金ヲ慥メ、其中ヨリ諸経費ハ勿論 第十一条ニ示ス所ノ不足ヲ支払、其純益金ヲ現ハシ、学資金現在高ニ応シ其當時預り金利子ニ該当スル分ヲ引去リ、豊岡組士族子弟ノ教育補助費トシ、而シテ其配当割合ハ左記定限ヲ以テス。

純益金拾分ノ四
同 拾分ノ四
別段積立金

同 拾分ノ一

賞与金

議確定スル者也。

内訳

明治二十六年六月

拾分ノ三分

士族総代へ

是ハ無給ノ名譽職ニ付、純益ノ多少ニ応
シ酬勞(金)^(贈)トシテ送与スル者トス。尤モ円位
ニ止ム。

拾分ノ五分

行主及取締人へ

契約ノ証

是ハ士族總代ニ於テ其人ノ功勞、若クハ
勤惰ヲ考ヘ、其宜キニ從ヒ賞与スルモノ
トス。

拾分ノ弐分

交際費

是ハ本行ノ為メ止ムラ得サル時ニ当リ、
交際費又ハ雇人・小使等ノ賞与ニ充ル者
トス。

(6) 契約書(付・財産引渡目録)

舟木直光氏蔵

(第二十六・二十七条、略)

右契約書及規定書共、關係士族一同會議ノ上、逐条審

然タル会社ヲ設ケ恩賜ヲ永遠ニ繼續セント百方苦慮
ニ付、本社モ該法律ニ則リ商事会社ノ規定ニ基キ公

協議スルト雖モ、元来該金ノ性質タル旧主特別ノ恩義ヲ以テ旧臣下ヘ恵与セラレタル共同資金ニシテ各自ニ分割スヘカラサルモノニ有之、今ヤ法律ニ基キ会社ト為ストキハ各自分割所有權ヲ有シ、忽チ転売、自然他人ノ所有ニ帰スル如キ場合ニ遭遇スルモ計ラレズ。若シ然ル事アラバ旧主ノ恩徳ニ悖リ、加之将来士族ノ為メ不得策ナル事勿論ニ有之、茲ニ其決意ニ苦ミ候際、旧主前件ノ事情ヲ察セラレ別紙(前号(4)告示書)甲号写書ノ通り命示セラル。依テ断然意ヲ決シ法律ニ依ラズ徳義上ノ契約ヲ以テ将来ヲ維持スル事トシ、同社ヲ解散シ更ニ宝林銀行ヲ設ケ、久保田周輔ヲ以テ行主トシ、旧社ノ財産ハ悉皆行主ニ無代価譲渡シ、別紙乙号財産目録ノ通り行主ノ所有ニ改メ行主ノ名義ニ帰セシム。然レトモ右財産ハ旧主恩惠ニ出タル資金、且物品ニ付、行主自己ノ財産ニ混同セズ別紙(前号(5)宝林銀行規定)丙号規定ニ基キ維持増殖セラレ度事

第二条 行主久保田周輔ハ乙号財産目録ノ通り無代価譲リ受ケ行主所有ニ属スト雖モ、本財産ハ第一条ニ詳記スル如ク旧主特別ノ恩賜金ニ付、素ヨリ一己ノ財産ニ混入セズ丙号規定ヲ固守シテ維持増殖スヘク、且互ニ徳義ヲ重ンシテ旧主恩賜ノ旨趣ニ背カザランコトヲ期スルハ勿論、万一行主ニ於テ処理シ能ハザル事故ノ生スル場合ニハ士族惣代に於テ繼承人ヲ選定セラルヘク、其節ハ右財産ハ悉皆繼承人へ譲リ渡シ可申、行主所有中ハ士族惣代ノ望ミヲ容レ、以テ事業ノ正確ヲ謀ルベキ事
右ノ通、契約取結候ニ付、之ヲ証スル為メ本書三通ヲ製シ、其一通ヲ旧主京極高厚殿ヘ、一通ヲ行主久保田周輔ヘ、一通ヲ士族惣代ヘ之ヲ分頒ス。因テ譲渡人・譲受人双方左ニ署名調印スル者也。

明治二十六年七月十日

旧豊岡藩士族総代

財産譲渡人

舟木 克巳

西山 貞幹

永野 燐

小林 資敬

青木 昇

差引残

金壱百六拾五円四拾七錢

什器価格

小計金六千式拾八円六拾八錢

金四百八拾壹圓

金參拾五円四拾壹錢

土地買入代

金式千九百拾円

家屋土蔵価格

宝林銀行主

財産譲受人

久保田周輔

(乙号)

金壱万參千九百七拾壹圓參拾式錢 現在運用金
外一金參十四百六拾四円八拾錢五厘
京極高厚殿借用金
外九口△高

一金五千七百式円五拾九錢壹厘

諸向預り金口△

一金五千六百八拾式円式拾九錢八厘

士族預り金口△

一金式百式拾円

銀行借越金

計金式万九千四拾壹圓壹錢四厘

内

旧宝林社財産高

財産引渡目録

一金式万円

金式千式百參拾參円四拾錢

整理公債証書一枚代

貸 方

金式百參円四拾錢

金四百四百四拾七圓拾八錢六厘

上在貸

豊岡銀行株式九枚代

金貳千六百九円七拾弐錢六厘	下在貸	宝林銀行主
金壹万壹千九百拾壹円拾壹錢九厘	他郡貸	引受人 久保田周輔
金参千壹百參円貳拾九錢九厘	上町貸	
金九百七拾四円六拾弐錢七厘	本町貸	
金貳千七拾壹円九拾弐錢九厘	宵田・中・下町貸	
金参千貳百參拾伍円四拾錢貳厘	小田井町・裏町貸	
金五百八拾壹円九拾六錢貳厘	京極殿外 四ヶ条取替	
金壹百五円七拾六錢四厘	現在金	
計金貳万九千四拾壹円壹錢四厘		
右ノ通請渡候也。		
明治二十六年七月十日		
旧豊岡藩士族惣代		
引渡人 舟木 克巳		
右同断 西山 貞幹		
リ 永野 燨		
リ 小林 資敬		
(7) 懇願書(付、明細書)		
懇願書		
旧豊岡藩士代表者岡毅(銀行出資者)、土族総代舟木克巳・伊藤崇、茲ニ謹テ懇願仕候。目下、合資会社宝林銀行ハ三名ノ合資銀行ニシテ、御先代京極高厚公閣下ノ御命令等ニ基キ最初宝林会社ヲ起シ、統テ明治二十六年五月(商法発行二回)純然タル銀行創立、以後今日ニ至ル迄數十年間(後)経続シ来り候。抑、此出資金タルヤ別紙甲号(恩賜金下付當時賜タル)乙号(明治二十六年契約書)写書ニ基因セルモノニシテ近年岡毅代表者ト		

シテ出資致シ居候。然ル処、岡毅ハ最早齢八十二垂ン

タルガ故ニ退隱希望セルモ、其繼承者適當セル者當時

欠乏ノ際ナルニ付、規定ノ選挙方モ履行スル能ハズ、

誠ニ進退谷リ窮^(きん)致シ居候。依テハ甚ダ恐怖ニ堪ヘザ

ル次第ナリト雖トモ将来其人ヲ得ル迄ノ所、此恩賜共

有金別紙丙号明細書ノ通、全部閣下ニ御預ケ申上、尚

ホ閣下ノ御名義ヲ以テ銀行ニ御出資相成、偏ニ閣下ノ

御保護ヲ被リ度、士族總会ノ決議ヲ経テ茲ニ之ヲ閣下

ニ懇願仕候。是レ実ニ止ムナキ事情ニ付、冀クハ閣下

往昔ヨリノ旧君臣タル情誼ヲ思召サレ、幸ニ御憐察ヲ

賜ヒ、速ニ御聽許ヲ被リ度、連署ヲ以テ謹テ茲ニ之ヲ

提供仕候。誠恐頓首

大正六年十二月十八日

旧豊岡藩士七十五名代表者 岡 毅

同 総代 舟木克巳

(丙号)

総代 伊藤 崇

明細書

子爵 京極高義殿 閣下

○

360

先代高厚ノ意旨ヲ戴シ、旧藩士族ニ係ル恩賜共有資金
丙号明細書ノ通り保管ノ懇願ヲ容レ、適任者ヲ得ル迄

有限責任ヲ以テ銀行出資者タル事ヲ承諾ス。

大正六年十二月十八日

京 極 高 義

旧豊岡藩士族

七十五名総代

岡 毅 殿

舟木克巳殿

伊藤 崇 殿

一金四万八千毫百拾毫円 弐拾貳錢參厘

利ニ属スル額

此内訳

金四万円 (合資会社宝林銀行) 資本金
金参千円

金壹百四拾円八拾錢 学資金

金四千九百七拾円四拾貳錢參厘 別途金
金四千九百七拾円四拾貳錢參厘 配当充金

(1) 拡産社・豊盛社

『明治十六年度・地方巡察使復命書』三一書房版

外ニ

金壹千八百七拾五円

有価証券

但シ、三丹電氣株式会社株式 拾貳円五拾錢

拡産社
製糸場

払込百五拾株

百八拾三株六十年十二月
三十年十二月現在

社長間仲藤雄、但馬全國士族授産ノ為メ官立ニ係ル製糸場ヲ明治十三年ヨリ此社ニ譲与セリ。蒸氣五馬力・

水車三馬力・糸取器械四十八人取、工男四人・工女五十一人。

金六千貳百參拾六円弐拾貳錢參厘

大正六年十二月十八日
現 在

○

参考

金壹万六千八百円

但シ、出資金四万円ニ対スル積立金ニ係ル權

同国氣多郡久斗村ニ製糸場アリ。県庁ノ設置タリシヲ

明治十三年、士族即出石・豊岡・村岡ノ旧藩士族中、本国第一ノ物産タル生糸ヲ改良シ同族就産ノ途ヲ開カント拡産社ナルモノヲ結ヒ払下ケヲ願出、本年一旦払下ケノ指令ナリシモ年賦金ノコトニ付、維持法ニ苦シミ再願中ナリト云。然レトモ尚、依然トシテ五十人取り水車ヲ運転シ、工男女併セテ六十余人業ヲ執レリ。

〔明治十七年農商務省七等属高橋信貞巡回復命書〕

九斗村ニ一ノ製糸場アリ。拡産社ト曰フ。明治十一年起業基金一万円ヲ拝借シ県庁ノ創設スル所ナリ。器械ハ木製ニシテ釜數九十六個、運転ニハ水車力ヲ用ヒ、繩糸ニハ蒸氣ヲ用ヒ、其大州中ニ甲タリ。明治十三年、県庁之レヲ民業ニ移スヨリ豊岡・出石・村岡等ノ士族結合シテ此ノ事業ヲ經營スルニ至リ、即チ一株ヲ二十円トシ株ヲ州中ニ募り続ケテコノ業ヲ維持セリ。現今

ノ株主ハ出石郡三三百五十八・城崎郡二四百三十二・氣多郡ニ五十一・七味郡二百二十六・養父郡ニ五十七・朝来郡ニ七十株ニシテ合計九百九十四株、金額二万九千八百八十円ナリト雖モ、全ク醸スル所ノ金員ハ九千九百四十円、之レニ拝借ノ官金一万円ヲ合セ合金一万九千九百四十円ヲ以テ營業ス。其組織ハ豊岡・出石・村岡ノ旧三藩士族中ヨリ委員ヲ選ミ、社長及ビ会計等ノ事務ヲ分担シテ事ヲ処スルノ方法ナリ。当今ノ社長ハ出石藩ノ士族ニシテ間仲藤雄ト云ヘルモノナリキ。抑、継続以来市場ノ不振・洋銀ノ激変ハ予算ト齟齬シ損毛ヲ累ネタトイフ。コハ時運ノ然ラシムル所、経世上、亦免ルベカラザル所ナリ。然レドモ尚、浅資ノアルアリテ經營ヲ妨ゲズ、且間仲藤雄始委員等拮据奮勉、経費ヲ省略シ業務ニ從事セルノ有様ナレバ、世運ノ挽回ト共ニ先年ノ損失ヲモ挽回スルニ至ルベシ。憾ラクハ、本年ノ現業未タ起ラサルヲ以テ業務ノ如何ヲ実視

スルヲ得サリシ。

(三) 家禄追給願

(1) 紿与未済ノ家禄追給願

「明治十七年農商務省七等属高橋信貞巡回復命書」

舟木直光氏蔵

豊盛社

豊岡ハ郡（城崎郡）ノ南部ニ位シ、戸数凡ソ千百余、

旧京極氏ノ治所ニシテ國中（但馬國）第一ノ大市ナリ。

ココニ一ノ養蚕室アリ、土族古島良平外七名共同シテ創ムル所ナリ。明治十四年ノ起業ニシテ今茲ニ四年ノ星霜ヲ経ルモ、未曾テ好結果ヲ視ルアタハスト云フ。

其地位及ヒ蚕室ノ構造充分ナラストイヘトモ又タ蚕ヲ養ナフニ足ル。然ルニ好果ヲ奏シ得サルモノハ他ナシ、力ヲ用フルノ少ナクシテ心切至ラサルカ為ナラン。

給与未済ノ家禄追給願

兵庫県城崎郡旧豊岡藩士族京極武外（空白）名總代委員

誠恐誠惶頓首奉懇願候

一 請願人等ノ請求スル所ハ一ヶ年後レ渡シノ家禄、即チ明治六年度ノ内、錯誤ニ由テ給与未済ナル九ヶ月分ノ家禄ヲ追給セラレン事ヲ歎願スルニ在リ。依テ其理由ヲ陳述仕候。

抑モ旧豊岡藩ハ享保年間領地削減ナリシ以来、藩士（知）ノ地行及扶持米渡ヲ論セスニ二歳米渡トナシ、其年ノ収入米ヲ以テ扶持スルモノトシタリ。因テ其年相当ノ家禄ハ十月ヨリ翌年九月迄ヲ以テ区画シ月割ニ

テ渡シ来り、一ヶ年分ト称スルハ此ノ期間ヲ指示スル者ニシテ、即チ一ヶ年後レ渡シノ規定ニアリシ也。然ルニ明治六年二月太政官達第三十四号ヲ以テ家禄并賞典米渡方及一ヶ年後レ渡シト其年相当スル家禄渡方等ノ達アルヤ、旧豊岡県厅ハ該達ノ主旨ヲ明示セス、単ニ旧豊岡藩士ノ家禄從前ヨリ渡方ノ届出ヲ為ス可キ命ヲ為セリ。然ルニ其當時区長不在、副区長西山薰ナル者輕卒ノ取扱ヲナシ、從前藩政ニ於テ家禄渡方ノ年度正確ナル調査ヲ遂ケス、亦旧藩ニ在家出納掛（勘定役）并ニ歳方ヲ勤メシ役人等ヘモ問合セヲナサス、専横速断ヲ以テ錯誤ノ届出ヲ為シタリ。其届書ニ当藩士族ハ從前ヨリ其年相当ノ禄其年月割ヲ以^(テ)渡シ來レリト。是レ大ナル誤謬ニシテ旧豊岡藩ハ一ヶ年後レ渡シノ規定ナリシハ付属証拠書類ニ徵シテ明瞭也。依テ其事実ヲ證明セン。

明治二年己相当中ノ禄ヲ以テ同年十月ヨリ明治三年庚午

九月迄ニ、庚午相當ノ禄ヲ以テ同年十月ヨリ明治四年辛未九月迄ニ、辛未相當ノ禄ヲ以テ同年十月ヨリ明治五年壬申九月迄ニ受取り、斯ク順次年期後レ渡シノ証タル証拠書類第一号ハ明治二年ヨリ同五年ニ至ル歳出ヲ旧藩庁ヨリ東京へ差立、公用入ノ手ヲ経テ其筋へ届出タル原簿ニシテ、總テ会計年度ハ年々十月ヨリ起算シ翌年九月ニ了ル。家禄ノ渡方モ亦然リ。年々十月ヨリ翌年九月迄ノ間ヲ以テ一ヶ年ト為シタルハ暸々明白ナリ。亦其第二号ハ旧藩ノ頃、歳方ニ在テ毎月藩士ニ歳米ヲ渡シタル通帳ニシテ（余ハ省キ、二、三戸）是レ又年々十月ヨリ起り翌年九月迄ヲ一ヶ年ニ区画シアリ。是レ即チ一ヶ年後レ渡シノ証ナリ。亦其第三号ハ旧主・從五位京極高厚ノ家禄受取方家扶ヨリ届出タル控ニシテ、旧主ハ一ヶ年後レ渡シヲ現ニ受取りタリ。旧君臣ノ間、等シク同倉ノ粟ヲ喰ミ其渡方ニ於テ何ソ差異アルノ理ア

ランヤ。如斯証拠物ニ由テ一ヶ年後レ渡シナル事判然明晰也（（シ有司ノ真筆ニシテ今猶ホ存ス）。）。

然リ而シテ請願人等ハ明治六年十二月太政官第四百廿六号布告ニ拠リ同七年二月家禄奉還ヲ出願シ、同年一月ヨリ六ヶ年分秩祿公債券并現金ヲ以テ給付ヲ受ク。然ルニ其出願前明治六年給与ナリシ家禄一ヶ年ト称フル内、一月ヨリ九月ニ至ル分ハ純然タル明治五年ノ後レ渡シニシテ、十月ヨリ十二月ニ至ル三ヶ月分ノミ六年相当ノ家禄ナリ。依テ明治六年ニ相当スル家禄ノ内、一月ヨリ九月ニ至ル九ヶ月分ハ給与未済ナリトス。

是レ全ク副区長西山薰（死）ノ一言ノ過誤失錯ヨリ不渡リトナリ、其當時請願人等ハ頗ル困窮ニ瀕シ大ニ憤怒シ西山薰ヲシテ既ニ屠腹セシメントスルニ至リシモ寧ロ本人ヲシテ徹頭徹尾願意ヲ貫徹セシムルニ如カスト之レヲ赦ス。爾後、西山薰ハ身ヲ犠牲ニ

供シ其調違ノ引直方（付属書第四）（略）数回歎願スルモ

旧豊岡県庁ハ明治六年五月太政官第三十五号ノ布達ヲ楯トシ峻拒容レス。而シテ復タ明治九年二月士族連署ヲ以テ哀訴歎願セシニ県庁ハ付属書第五号ノ如

ク指令ヲナシタリ。此ノ処置ハ实ニ残酷ナル不当ノ処分ニシテ請願人等ノ不幸亦言フ可ラス。加フルニ明治九年太政官第百二十三号ノ布告ニ由リ訴願ノ途壅^{（ふさ）}カリ、空シク當時県吏ノ压制粗放ヲ憾ミ悲歎ノ境遇ニ沈淪スルニ至レリ。右前段ニ於テ縷々上陳スル如ク一ヶ年後レ渡シナル事ハ尤モ明確正実ナリ。然ルヲ県吏ノ調違ヒ所謂誤繆ニ由テ不渡リトナリ、遂ニ請願人等ノ不幸ニ帰シタリ。伏シテ希ハク此ノ情状深ク御憫察下シ賜ハリ、一ヶ年後レ渡シノ明治六年ニ相当スル一月ヨリ九月ニ至ル九ヶ月分ノ家禄未済額ヲ追給被成下度、明治三十年法律第五十号・

同年御省令第二十号ヲ奉シ別紙証拠書類写并請願人

連名書及祿高換算書相副へ出願仕候間、威恩ノ御允

裁ヲ蒙リ度奉歎願候。総代委員等、誠恐誠惶頓首謹

啓

(明治三十一年七月)
年月日

兵庫県城崎郡旧豊岡藩士族

京極武、外(空白)名總代委員

(明治五年十一月)
廿六日 雨天

兵庫県城崎郡豊岡町ノ内本町

.....
番屋敷士族

何 某

同 同

○同趣旨の願書案が他に二通残されている。

(一) 改曆

「公私之日記」鳥井忠文氏蔵

御一新御改正ニ付、今度被仰出、是迄ハ太陰曆ヲ以、
御定ニ相成候年曆改テ太陽曆御用ト相成、來ル旧十二
月三日ヲ以テ明治六年癸酉一月一日ニ御定ニ相成候事。
依テ是迄ノ春ノ正月同様ニ相心得、三ヶ日相勤、外ニ
二日締(注連)中同様旧十二月八日朝トソド取計可然、依テ旧
正月元日タリトモ休業無用、何分大県元ノ当地故、嚴
重ニ可相守旨ニ付、引取、夜分組頭一同相招、懇ニ申
入候事

口達覚

先般布告ノ通り來ル十二月三日ヲ以、明治六年一月一

日ト御改正ニ相成リ候ニ付テハ、

県庁御用納メ并御用始メ・改年ノ式例等、別紙ノ通り

候条、其旨相心得、諸願伺ハ來ル廿八日ヲ限り、來年
ハ一月八日ヨリ可差出、且新正拝賀トシテ村ノ惣代・

各大区区長、其外罷出候儀ハ先規仕来リ可有之、都テ

其所ニテ適宜ニ任せ可申事

(明治五年)
壬申十一月

第一大区

○
改年ノ御吉慶目出度申納候。先以、家内一統大丈夫。
(中略)如嘉例ノ(中略)神前燈明上ケ御雜煮供ヘ拝礼
致、一統座ニ付、祝詞申延、三宝戴大福雜煮益事致候

事(下略)

今般太陽曆御頒行相成候ニ付テハ兼テ相達置候貢米石
代金納日限ノ義、最前達面年内五分通ハ明治六年一月
三十一日ヲ期限ト相心得、其余ハ右ニ準シ二月ヨリ三
月マテ貳分五厘、四月ヨリ五月迄貳分五厘、五月三十
一日限悉皆上納可致事

右ノ通可心得、明年以後上納期限ノ儀ハ追テ可相達事
右ノ通御達有之候条、可得其意者也。

豊岡県

(明治五年)
壬申十一月

田中參事

明治六癸酉年

「公私之日記」島井忠文氏藏

一月一日 朝ノ内雨天、昼ヨリ先晴レ

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵
右御達の通、一月七日迄は旧來のメ内同様に候間、一
月六日七五三かざり焼被成度、休日終相心得、小前末々

迄無洩相達し可被成、尤此廻状村名下受印いたし早々

明治六年一月九日

順達、留り村より拙方へ返却可被成下候。已上

豊岡県

副区長

(明治六年)
一月一日午後四時

第一大区

田中彦右衛門

区長

田中参事

権区長

権区長

野垣村(以下、二十二村名、略)

右村々

役人衆中

○

太陽曆御頒行三付、当年限、略曆板刻被差許候条、出
板販売致度者ハ草稿ヲ以、願出、許可ヲ可請事

但、略曆ハ太陽曆ヲ標準ト可致、旧曆中歲德金神。
儀二付、猶追テ月日精細權歩(ラマ)ノ上、御確定候条為心得
相達候事

右ノ趣被仰出候条、無洩可触示モノ也。

明治六年一月九日

豊岡県
田中参事

第一大区

区長

日ノ善惡ヲ始メ中下ノ中掲載、不稽ノ説等増補致候
義、一切不相成候。尤、世上弁利ノタメ時刻表等加
入ノ義ハ不苦候事

右ノ趣被仰出候条、無洩可触候モノ也。

権区長

可致事

豊岡県

『豊岡県史料』

福知山支庁

明治六年一月十七日

三浦典事

〔第式号〕

今般太陽暦御頒布相成候へ共、末々ノモノ自然旧暦ヲ
墨守候様ニテハ不相済義ニ付、當市中中島勘右衛門ヨ

リ太陽暦抄撮壳出シ候筈二候間、所部村々ニ於テ多少
買入、一同承知致候様取計モノ也。

〔第拾五号〕

今般太陽暦御頒行、神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定
候ニ付、其旨ヲ被為告候為メ去^{〔明治五年〕}申十一月廿五日御祭典

御執行被為在候。(下略)

明治六年一月十五日

庶務課



「豊岡県布達」

〔第三号〕

旧暦ヲ誤用致シ候輩モ有之哉ニ相聞、如何ノ事ニ候。

御頒布ノ本暦工旧暦ヲ掲書アルハ御祭典ヲ始メ諸社ノ

祭日ヲ見易^{〔ラマ〕}為メナレハ、向後心得違無之様本暦ヲ遵行

豊岡県

明治六年二月十日

大野権参事

正権区長

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

正月式ノ義、新暦ヲ相用ヒ旧暦ハ相省キ可申ノ処、各
郡区々ニ有之趣、畢竟不益相立、且ハ不取締ノ義、改
テ新暦ヲ相用ヒ、旧暦相用ヒ候義不相成候間、心得違
ノ村方無之様、屹度相達可申旨嚴重御内意被仰度候間、
右ノ趣御達シ申上候。無御手落御披露可被成候也。

會議所詰

明治六年十二月廿五日 区長

中山三郎

第一大区

区長

青田卯左衛門様

明治六年十二月廿五日 区長 中山三郎

正月朔日ニ照シ、夫々新年ノ式身分相應可執行様、早速区内へ相達候へ共、兎角区々ニ相成候趣、併年一月ハ俄ノ義故、左モ可有儀ト存候へ共、来ル一月ハ一体新年ノ式可執行ハ勿論ニ候処、中ニハ旧習ヲ捨兼、一月一日ハ程ニ致シ、却テ旧暦ノ同日ヲ相用、神祭リ其外共執行候心組ノ村方不少哉ノ趣、斯旧弊不相止候テハ是ニ準シ五節句益ハ其余共都テ御趣意ニ戾リ甚敷ニ至テハ月日迄旧暦相用ヒ新暦ノ月日ヲ不用、左候時ハ第一重キ御趣意奉戴不仕、万事是ニ応シ小前愚民共ハ何事モ重キ御趣意ヲ輕蔑シ、終ニハ御規則ヲ犯シ、御上様ヘ御厄害奉懸候様ノ儀出来可致歟、実以恐入候次

昨壬申(明治五年)十一月更ニ太陰暦ヲ廢シ太陽暦ヲ被改候ニ付、從前間々年ノ始メ正月ハ万ノ神ヲ祭リ村町共人民互ニ新年ノ賀ヲ祝シ來候処、御改正ニ付テハ一月一日ヲ以、正月朔日ニ照シ、夫々新年ノ式身分相應可執行様、早速区内へ相達候へ共、兎角区々ニ相成候趣、併年一月ハ俄ノ義故、左モ可有儀ト存候へ共、来ル一月ハ一体新年ノ式可執行ハ勿論ニ候処、中ニハ旧習ヲ捨兼、一月一日ハ程ニ致シ、却テ旧暦ノ同日ヲ相用、神祭リ其外共執行候心組ノ村方不少哉ノ趣、斯旧弊不相止候テハ是ニ準シ五節句益ハ其余共都テ御趣意ニ戾リ甚敷ニ至テハ月日迄旧暦相用ヒ新暦ノ月日ヲ不用、左候時ハ第一重キ御趣意奉戴不仕、万事是ニ応シ小前愚民共ハ何事モ重キ御趣意ヲ輕蔑シ、終ニハ御規則ヲ犯シ、御上様ヘ御厄害奉懸候様ノ儀出来可致歟、実以恐入候次

第一、依テ新年ノ式ヲ始、万事旧習ヲ速ニ廃シ、新暦ニ

基キ太切ノ御趣意末々迄貫通致シ候様、急々区内へ御

通達有之度、其段相達候也。

八月廿一日午後五時 戸長

田中彦右衛門

区内村々

用掛リ衆中

(明治六年) 十二月廿五日 青田卯左衛門

副区長

田中彦右衛門殿

昨明治六年ヨリ旧暦ヲ廃止シ新暦ニ御改正ニ相成候付、從前ノ中元モ既ニ御廃止ノ処、其御趣意未相弁ヘ、遂ニハ旧来ノ益同様ニ心得候村方モ有之哉相聞、不都合ニ存候。依テハ休暇モ先般触達候条ハ決テ不相成候且、此頃ハ昼夜不分、巡查廻村ニ相成候間、万一千從前ノ手踊等相催シ候村方有之候テ如何様ノ御处置被仰付候哉難計ニ付、村々用掛リニテ篤ト及説諭、右等ノ所業無之様、区内へ無洩注意可被成候也。

(明治七年) 一月廿四日 郡会所

副区長

明治七年 八月廿四日

第一大区

正副区長

四小区

正副戸長中



前紙被仰出ノ通、旧弊御廢止御嚴重ニ付、先般休日御

取極メニ相成、用掛リ拝命ノ節碇書御写シ取、小前末々

迄無洩相達シ被成筈ノ処、如何候哉旧来ノ益様ノ義相

催シ候村方有之風聞、甚以不都合千万ニ候間、嚴重御

取締可被成候。休日ノ義ハ碇書ノ通、聊心得違無之様、

小前末々迄至急相達可被成候。(中略)

(明治) 七年八月廿四日午前第八時発

四小区

正副戸長所

前紙ノ通、新年式ノ義ハ是迄度々御厳達ノ通、新暦相
用ヒベキハ勿論ニ候ヘ共、中ニハ旧習ヲ捨兼候者モ有
之哉ノ趣、以テノ外事故、因テ前紙御達ノ通、来ル一
月一日礼式相行(エ)心得違ノ者無之様小前末々迄篤ト御

申諭可被成候也。(中略)

来ル一月一日ハ各村市共、戸毎ニ神祭ハ勿論、年頭礼
式等可致ノ処、中ニハ旧習ヲ脱兼、旧暦日ヲ神祭リ致

シ一月一日ハ平常日ト見做シ候族モ有之哉ニ相聞ヘ、
不心得ノ至リニ候条、来ル九年一月一日戸毎ニ無洩落、
神祭リ又ハ年頭礼式等必可致様、区内へ触示可被成候
也。

第一大区

(明治) 八年十二月廿九日

区務扱所

四小区

正副戸長中

四小区戸長所

(明治) 八年十二月廿九日午前第八時発

区内

村々用掛御中

(二) ざんぎり一件

「公私之日記」島井忠文氏蔵

〔明治六年二月
六日 仮成天気〕

一 昨日、掛屋へ在中、隣家福井^{丹後屋勇三郎}ニテ大散財致候ニ付、何故ト尋候處、昨夜町内一統ザン切ニ相成、不残坊主相成候祝トシテ大騒ヲ致、誠ニ前代未聞ノ事ニ候。組頭行司宅ニ一同相招、開化ノタメ申付候由ニ候。依テハ久保町ニオイテハ未タ一人モ坊主ニ成不申、依テ拙者氣儘ニテ切不申事故、町内ノ者遠慮ナク致候ヨフ今日申入候事。

十一日

十一日 仮成天氣

一 早朝ニ髪結常七呼遣シ自心手ニテ髪切、跡常七ソ

リ、誠丸坊主ニ相成申シ候。肝煎治作参り居、是モ直ニ坊主ニ成申シ候。組頭一同呼入、前日ノ次第利解旁(かたがた)組下へ可申付段申入候事

十三日

一 組頭一同ノ分、漸今夕決心致、一同ワ(猶)ゲ丈ヶ切申シ候。依テハ兩前ノ分モ切申シ候由ニ候也。

一 拙者義当年四拾貳歳ニ相成、旧弊ノ事ニ候ハ(など)餅杯(など)、配リモ致候事ニ候ヘ共、何分交世ノ事ニテ右様義一切人氣不合ノ事故、右替リト存、且ハ為施行ノ、ホウカ頭巾金拾四匁ニ付候ヲ弊町内出入ノ者始、難渋ノ向ヘ施行致候也。一同、誠ニ大悦ノ由ニ候也。

(三) 若者組合を禁ず

「豊岡県布達」

(四) 午睡の風習を禁ず

「豊岡県布達」

從來、村中町内等ニ於テ若者ト唱ヘ組合相立テ、平日

ハ勿論、神事祭礼等ニハ事更先立野習ノ囃シ手踊、其他種々ノ催シ等致シ前後寄合飲酒ヲ事トシ到底家別ニ若干ノ費用ヲ賦課シ、若シ出金差拒ミ候者等有之節ハ申合セ種々ノ迷惑等相懸ケ候儀有之由、以(もつてのほか)ノ外ノ惡習

二候条、今後右様ノ組合堅ク不相成、萬一心得違ノ儀、相聞ニ於テハ屹度(きつと)処置可及事
右ノ通相達候条、未タ迄無遺漏可触示者也。

豊岡県

大野権參事

明治六年二月廿三日

正権区長

らず午眠する事と定め居る習俗有之、昔よりしかする者と心得、女兒輩に至るまで専門になれば是非寝る事に成来り候趣、甚宜しからぬ事なり。そもそも四民とも其職に力らを尽す者、一寸の時間も惜みて業を励み、己れ人よりも贏利の多からんと互に競ひ合てこそ家業も繁昌する基なれ。一家の主人先づ寝る、妻もねる、子もねる、婢も僕も寝る。かくの如くにては、大事の昼間幾時の損分なるのみならず、用事の有る人・買物に来る人杯は如何ばかりの迷惑か。其國の者はこうした者と皆思ひ居るゆへ、さして邪魔にも成らぬ様なれども、他國の人より見れば甚しき懈惰亡状にて、爪彈きして笑ひ譏るなり。加之、若き男女杯は午眠する故、自然と夜更しをする。夜更をする故、好んで徘徊をする。畢竟寝るましき時にねて、寝るへき時にねぬゆへ、人の躰の為にも悪しく、為すべからぬ事をも為し出す様なる妄り事も出来るぞかし。是等の事は家の主

じたる者善々相心得、己れの目下の者へ篤と申し諭し、光陰を輕んし淫奔を率く源を塞き、辱を辱として、他人の笑を受け官府の責を蒙る事なかれ。

明治六年六月七日 豊岡県告諭掛

(五) 「盆踊」を禁ず

「豊岡県布達」

昔より、其地々に寄り様々の仕来りあり。其仕来りによりきことあり、あしきことあれども、其土地のものは唯昔よりの習ひなれば、よきともあしきとも終に知らずして為すなるへし。夫善を好み惡しき事をにくむは人の常情なれば、汝等も亦然るなるへし。さればよき事と知りたらんには、いか様為し難き事も耐へて是を為すへし。又、悪しき事と知りたらんには、いか様為したき事もまたこらへて為すべからず。汝等よ、

能く是を守らばよき人になるも聊か難き事にあらず。
 若^(レ)又是を守らず、善き事と知りてもなさす、悪しき事を知りても改めされば、終には重き御咎めをも蒙り、自ら其身を亡ふにも至るべき也。爰に盆踊りとて年々七月月中旬に至れば、或は市街に群り或は村落に集り或は社に或は寺に、長幼を問わず男女を分たす輪を為し方を作り、手を鼓し足を踏み声を窮めて野調を謳ひ、輾轉踊跳し曉に至らざれば止まず。既に過日も告諭せし午睡と同く、寝るべきときに寝さるより昼は終日家事をも廃するに至る。然のみならず、其踊るを見るに浴衣の揃あり、縄伴^(縄伴)の揃ひあり、手巾の揃を戴くあり、冠るあり、異類異形の醜態を競ふ。是狂か乱か、将た狐狸の魔魅するものか、かゝる浅ましき事を為して銘々得意顔なる抑^(レ)何事ぞ。而して、其到底、淫奔の媒となり大切の其身を誤り、且是より遊惰の弊を生じ、其当分なとは果して家業も手に付ぬなるべし。知らす

や、右淫奔と怠惰との二つの者痼疾となつて其流毒を子孫に伝へて、終は無恥困窮の極りに至るなり。前にも述る通り、昔よりの習なればよきともあしきとも知らすして為すなるべけれど、右の如く甚しき弊害を為すの根源なれば、以来は断然、盆踊といふ事相成らぬなり。斯く迄申聞せし上は、汝等も始て悪しき事と云ふを知りたるべし。悪しき事と知りたらんにはいか様致し度事もこらへて為べからす。若^(レ)これを知りつつ改めされば終には重き咎めをも蒙るに至るべきなり。右の趣、小前末々迄不漏様触知らせへき者也。

明治六年六月廿五日

豊岡県

告諭掛

正権区長

(六) 三丹新聞

太政大臣 三條実美

第二百□号

福知山市・林和子氏蔵
(表題)

明治九年一月廿二日土曜日

官准開
知三丹新聞第弐号

潮干満
午前八時半后二時

明治八年十二月廿八日

太政大臣 三條実美

各開港場ニ於テ、内外国人運輸ノ貨物陸揚船積ノ際、
運賃拵方相滯候節、貨物引留方手順、別紙ノ通相定候
条、此旨布告候事

別紙略之

本県御布達

乙第十三号

戸区長
戸長

改正例律第二百六十七条规定□□条例相廢シ、壳溝取
締懲罰ノ儀ハ警視庁并各地方官へ被任候条、此旨布告
候事

明治九年一月十二日

皇大神宮大麻ノ儀、是迄戸長ヨリ配達致候處、今般

但馬国出石神社・丹後国籠神社、両国幣社神宮司庁ノ

(中略)

依托ヲ請ケ、今明治九年分ヨリ配達可致候条、各人民各信仰ニ任セ拝受可為致答ニ付、区戸長用掛リニ於テ每戸三分賦候様ノ旧慣ニ涉ラサル様可心得、此段相達

候事

明治九年一月十八日

豊岡県権令 三吉周亮

(中略)

雜報

(中略)

兼テ巷説アリシ豊岡ヨリ同国生野銀山迄、馬車道御開キ相成ノ儀ニ付、第五大区一小区和田山村安積九郎左衛門へ取調ヲ命セラレシトノヨシ。

(中略)

寄書

一ヶ月 前金 三十銭

六ヶ月 同

一円六十五銭

一号ニ掲載セシ王杳樵夫ハ嶋村贊、獎□主人ハ金澤義方テアリマシタガ、創業ノ事ユヘ何カ不都合テアリマスカラ、投書ノ御方ハ住所姓名ヲクワシク願イマス。

稟告

当舎、今般官准ヲ得テ豊岡県下豊岡宵田町三番地ニ於テ、本月ヨリ隔日新聞紙ヲ刷□発売仕候間、御愛顧ヲ以テ購求アラン事ヲ希フ。(よし)且ヤ宇宙間、何事ヲ問ハス人智ノ開明ヲ獎メ、処世ノ頑陋ヲ匡スニ益有ルノ類、俚語俗章ヲ撰ハス抜書シテ原稿トセラレ、弊舎ノ微意ヲ諒セラレン事ヲ仰ク。

売物・尋物、其他廣告・引標(ひきふじ)ノ類ハ、一ヶ条三十銭ツゝニテ引請候事

外ニ郵便税申受候。

寒暖計正午 四十二度

但馬国豊岡
宵田町三番地

開知舎

編輯者

井上俊策

印刷人

田中保惠

(七) 玄武洞保存問題

「明治十七年但馬国城崎郡各町村連合会決議録」

玄武洞保存ノ義ニ付、建議

兵庫県但馬国城崎郡赤石村字竹野石山ナル玄武洞ハ我日本國中比類ナキ「ジオロージー」即チ土質学実驗上有要ノ奇山ニシテ夙ク其ノ奇絶ヲ海内ニ知ラレ數百年來、人ノ貴賤ヲ問ハス來リ城崎郡ニ遊フモノ探訪セサルモノナシ矣。而シテ該山其先蜂房窓石柱洞・蜂巢洞・箭

簇洞ト称セシカ文化ノ初年、旧幕府儒員柴栗山來遊シ名^(ア)クルニ玄武洞ヲ以テス。爾来、高士名儒統々蹕ヲ接シ、近時又在朝紳士木戸・井上・山県・岩下、其他貴顯諸公及ヒ歐米各国人モ亦、陸続來リ探リ英國蘇格蘭「スタッフア」小島ノ「バーサルト」嵒穴ト併セ世界ノ二大奇ト称スルニ至ル。然ルニ該山維新以前ニ於テハ採掘ヲ禁止セラルゝニ依リ奇觀ヲ存セシカ明治時代ニ至、民有ニ属シ採掘ノ禁ヲ解クニ因リ大ニ旧觀ヲ破壊シ殆ト泯没セントス。遺憾痛惜ニ堪ヘサル也。然ルニ該山タル唯ニ奇觀ヲ保存シ來遊者ノ快美ヲ資ルニ供シ、工事有用ノ石材ヲシテ空シク無用ノ長物ニ属スルニ非ス。土質学ノ実驗ニ供セント欲スル也。聞ク、方今海内ノ諸名区ハ政府特ニ保存ノ法ヲ設ケラレ永世埋没ノ憂ナカラシムト。該山ノ如キ真ニ世界ノ奇絶ニシテ烏有ニ属スヘカラサル學術研究ノ一大要域ナリ。故ニ城崎郡連合会ノ成議ニ依リ敢テ閣下ニ建議シ、永世保存

ノ方法ヲ設ケ一ハ奇絶ヲ存シ、一ハ後進ノ学士研究ノ資ニ供セント欲ス。閣下幸ニ微意ヲ採納シ満足ヲ与ヘラレン事ヲ。義三郎、誠惶誠恐頓首白。

但馬国城崎郡各町村連合会議長

明治十七年八月

水垣義三郎

兵庫県令 森岡昌純殿

元来、玄武洞は(中略)旧領主亦之を保護し所有主田鶴野村に於ても常に之か採掘を許さず(中略)然るに今や鉄道工事の為石材高価を告るより俗物來て遂に赤石村民と内川石掘人夫と共に通し、正式の手続を経ず密かに之か採掘をなすに至れり。其結果、(中略)鉄道工事進行と共に期年ならずして古来の名称地も荒廢に帰するや必せり。(下略)

『但馬新聞』



明治四十一年二月八日

●玄武洞破壊に就て

曩頃、大阪朝日新聞紙上に天下の奇観玄武洞の破壊を嘆ずるの記事あり。又本郡々会に於ても由利・井上両議員より当局者に対し玄武洞の破壊は一日も傍観に付すべきものにあらざることを建議し、大に其保護を促し旧觀の破損せざらんことを求めたりと聞く。(中略)

明治四十四年五月一日

●再び玄武洞に就て

玄武洞を公園とせんとの事は郡内有志の宿論として持し來り、郡當局者等又其施設方法に付き予て考究中なりしが、過般鉄道工業合資会社理事古川氏は鉄道工事受負記念として同勝の改良費にて金五百円を寄付したき趣き小林本郡長並に片岡城崎町長へ協議ありしを

以て去る廿四日、関係町村長有志者一同を郡衙に召集し協議の結果、愈々玄武洞保勝会なるものを組織し六年中を期し完全なる公園を施設する事と決し散会したり。(下略)

玄武洞銘

兵庫県知事・正三位勲一等 服部一三篆額
但馬城崎有村。曰赤石。奇石成洞、其色黝、其状扁、概六稜。累積為層自傍觀之如稜櫛幹、仰而望之如龜腹然。蓋太古之世噴火所形。土民抉而采之、采采不已、

経年之久遂成洞状者。文化中柴栗山与余祖東門登臨、

命曰玄武。其後小竹(城崎) 桜井)拙堂諸氏後先過之、賦詩作記極

頌其奇絕。而土民不顧旦暮采之、礎礫散乱、菅茅塞徑、

險危無穢不可嚮邇。小林君正義任城崎郡長、一過傷之。

会有遠州人古川久吉者、勾当山陰鉄道工事、事竣欲投金以作一紀念物。郡長勧其充修洞之資、更創保勝会、

得數百金買私地、拡区域、開公道、除蕪穢、木疎濶者補之、泉石不采者修之。於此乎洞勢整然、行步安穩、無復蹉跌之虞。郡長未慊、更請設停車場於洞西、以便登臨、此為一大名勝。寄書求銘曰、令祖与栗山最先登臨、為洞命名、而某請銘於其令孫、豈非宿縁乎。余憾洞之險危蕪穢也久矣。乃繫以銘。銘曰、

玄武之洞 維石怪奇 天造鬼作 軼態殊姿

碩儒命名 名人題詩 地屬僻陬 世莫之知

烟車啓行 遷邇來睇 一碑千載 庶幾弗虧

大正元年十月

錦鷄間祇候正四位勲三等 桜井勉撰

伊勢神國造 久志本常幸書

○玄武洞銘碑は玄武洞公園内に現存。

農商務卿 西郷従道殿

(八) 鎌止塗料専売特許願

特許厅蔵

「第一四〇九八号
前書ノ通願出被進達候也。
明治十八年八月五日」

丙一七三八

専売特許願

堀田^(鎌)鏽止塗料及ヒ其塗法

右ハ私発明ニシテ從来世上ニ使用セラレサル塗料及塗法ナルハ勿論、一切御条例ニ相触候儀無之、且此願書及別封明細書ニ記載セル事實ニ相違ノ廉無之段確信候間、拾五ヶ年ヲ期限トシ専売特許証御下付相成度、依テ御免許料金貳拾円相添此段奉願候也。

(九) 愛宕山警刻鐘

唐木彫刻及漆器業

東京府下京橋区山城町八番地居住

東京府知事 渡辺洪基
「願ノ趣聞届、専売特許証下付候事
明治十八年八月十四日」

農商務卿 公爵 西郷従道

○堀田瑞松は豊岡新町（安楽寺横）で生まれた。この特許はわが国専売特許第一号である。

「豊田区文書」 豊岡市蔵

明治十八年七月一日

堀田 瑞 松

豊原第一〇五号

予テ御協議致置候愛宕山警刻鐘ノ議、來ル四月一日ヨリ実施候旨、該発起者ヨリ通知越候条、大字限各戸へ

無済様通示方御取計相成度候也。

追テ來ル三十一日午前第十時ヨリ本警創始ノ祝意

(号)

ヲ表スル為メ、三発空砲ヲ打、第三発ヲ正午ノ報ト為スヘキ旨ニ付、為念添申ス。

明治廿六年三月廿八日

城崎郡豊岡町役場

豊岡

岡本文吾(他二十七名氏名、略)

三江村・五庄村・八条村・新田村・奈佐村・内川村・

田鶴野村・下鶴井村(計四十一名氏名、略)

○この記念碑は愛宕山上に現存。

愛宕山於郡北為中心、常置警鐘焉。(城崎) 大政更始與梵刻廢

之既。而衆憾之、懷之、回復之慮不能已。於是、生等欲修旧址、而充警急、且報時、詢諸彦以一亨一臂之劳賈。幸而得贊助焉。明治式拾六年三月工成、而警急報

口、與益乎郡民亦大矣。嗚呼、庶幾令此資垂永遠焉勒以口付于不朽云。

明治式拾八年三月

発起者

岸田 要八

田結庄精一

吉川三郎左衛門

岸田 作造

由月喜之助

古川 与一

太田利兵衛

大石 繁正

(他四十三名氏名、略)

(イ) 屋外での裸体・放尿を禁ず

「豊田区文書」 豊岡市蔵

人二第六四一号ノ二

照会モ有之、此旨特ニ及通達候也。

明治三十年六月三日

豊岡町役場

各町管理者御中

文化ノ発達ニ伴フテ風俗ノ善美ヲ要スルハ論ヲ俟タス
我豊岡町ノ如キハ但州ノ都會ニシテ将来益^(々)有望ノ地域
ニ属ス。果シテ然ラハ、他町村ノ模様^(範)トシテ夙トニ風
俗ノ美ヲ全フルコトニ留意セサル可ラス。然ルニ暑
季袒褐裸体ヲ為ス者及廁圈外放屎尿ヲ為スノ弊、依然
トシテ改善セズ、其醜汚ノ状、實ニ面ヲ向ク可ラサル
者アリ。此違法者ノ心事ヲ察スルニ、古来因襲ノ悪弊
ヲ改ムル能ハサル者ニシテ惡意ヨリ出ツル所為ニアラ
スト雖モ、此違法者ニ対シテハ夫々制裁ヲ加フルノ法
規アル以上^(ハザれ)ハ執法官ニシテ毫モ仮借スヘカラサルハ弁
ヲ要セス。殊トニ外人内地雜居ノ期モ明治三十二年ニ
迫マレリ。此時ニ当リ右等醜汚ノ状態ヲ外人ニ目撃セ
シメナバ大ニ輕侮ノ念ヲ起サシメ結局、我國辱ノ一端
トモ相成次第ニ付、一般ヘ懇篤御諭示ノ上、各自相戒
メテ風俗ノ善美ヲ全フル様、御取計可相成、其筋ノ

○明治三十二年七月十七日、日英通商航海條約ほか改正條約
が実施された。

(+) 度量衡

(1) 器物臨検日程

〔豊田区文書〕 豊岡市蔵

度量衡器取締規則嚴重執行ニ付テハ、現今使用ノ器物
ニシテ不正ノモノ有之候テハ相互ニ不利益ノミナラズ、
夫々制裁ヲ受クル次第ニ付、先般注意ノ為メ本県ヨリ

関技手ヲ聘シ講話モ有之候へ共、自然聞洩シノ向モアリ、旁々如何ナル器物ガ不正ナルヤハ実地ニ就キ取調べサレバ不明瞭ノ模様ニ相見ヘ候ニ付、其筋ヘモ申合、來ル廿二日ヨリ左記日割ニヨリ器物臨検ヲ執行シ、正不正ヲ示諭致ヘク候ニ付キ、其当日ハ決シテ器物ヲ隠クサズ悉皆臨検ヲ受クベキ様、普ク一般ヘ通知置キ有之、此段及通知候也。

追テ此度ノ臨検ハ犯罪者ヲ見出スニアラズシテ後日違犯者ノ生セサル様注意スペキ次第付、可成器物ハ検査ヲ受クル様致度、若シ後日不正器物ヲ使用スルトキハ用捨ナク罰セラルゝ義ニ候条了知ノ上、其旨一般ヘモ通達置有之度申加候。

日 割

七月廿二日 豊田町・両本町 リ廿三日 小尾崎町・新町
リ廿四日 京口町 リ廿五日 宵田町・中町
リ廿六日 滋茂町 リ廿七日 竹屋町・新屋敷町

リ廿九日 小田井町 リ廿日 久保町・永井町
リ三十一日 寺町

明治三十四年七月十九日

豊岡町役場

各町管理者

御中

(2)

メートル法啓蒙ビラ

正見孝二郎氏蔵

イヨイヨ大正十三年七月一日ヨリ

メートル法実施

早ク覚エヨ、慣レヨ、使ヘヨ、メートル法

酒燐ノ容量一定

現今、酒ノ取引ニ用イテ居ル一升壇ノ大キサガ区々デ
一升四勺以上モ入レナケレバ一杯ニナラナイモノモア
リ、之ニ一升量ツテ入レタ丈デハ空隙ガ沢山出来テ御
客ニ満足ヲ与ヘラレズ、又實際一升入ラナイモノモア
リテ、需用者ト供給者トノ間ニ好感ナラザル取引ガ行
レテ居ルコトハ一般ノ知ラレル所デアリマセウ。

ソコデ此ノ弊害ヲ去リ計量正確ヲ期スル為メニ豊岡町
度量衡係ノ手許デ酒壇全部ヲ一々検査ノ上、下図ノ如
ク實際一升入ル所ヘ刻線ヲ付ケ之ニ証明トシテ町徽ヲ
記入スルコトニ致シマシタ。此ノ刻線ト町徽トヲ見テ
取引スレバ絶対ニ不足ハアリマセンカラ、今後ハ此ノ
記標ノナイモノヲ用イテ取引セナイ様ニ御注意トサイ。

(二) 債券募集

「豊田区文書」 豊岡市蔵

第二一二二号一

刻下ノ萎靡セル經濟界ノ救済策トシテハ、勤勉貯蓄心
ヲ獎励シ國民經濟ノ基礎ヲ鞏固ナシムルヲ急務ト存候。

然ルニ先般、數多銀行ノ破綻以来、預ヶ金ヲ引出シ浪
費スルモノアリ、又ハ空シク筐底ニ埋蔵スルモノ少ナ
カラズ。此等ノ貯金ヲ散逸セシメス安固ナル利殖ノ途
ヲ購セシムルハ必要ノコトニ存候。幸ニ今回、日本勸
業債券募集ニ着手致候。該債券ハ零細ノ資金ヲ吸收シ
テ生産的事業ニ利用スルモノニ付、此際右債券ノ募集
ニ心スルガ如キハ双方ノ便利ト存候ニ付、此辺御含ノ
上可然御配意相成候様致度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有
之、此段及通牒候也。



豊岡町役場度量衡係

追テ今回取扱店ヲ新設シ、豊岡町宝林銀行ヲシテ債券募集并ニ元利金・割増金ノ支払ヲ取扱ハシメラレ

候条、為念申添候。

明治三十四年八月十六日

城崎郡役所

論 説

明治三十八年三月十一日

豊岡に於ける公娼の許否

(三) 公娼設置問題

『但馬新聞』

明治三十八年二月八日

公娼設置運動

当地一部の有志者間に於ては、我豊岡町に公娼設置の目論見あることは数年前より耳にする処なるが、又々此頃其筋に向つて意見を叩き、或は之に関する諸願委員をも定め、近々運動のため上県するなるべしといふ。

自ら有志と称するの徒あり。頃日、知府に対し公娼を豊岡に設置するの認可を得んと欲し、之が為めに覆面的運動をなすものありと聞く。吾人は勿論、設置運動者、所謂有志の何者なる乎を知るによしなきを以て、隨て認可請求の理由を亦知悉するを得ず。(ママ)去れと若し公娼の許否を以て人倫道徳の上より論下する、断じて認容すべからざるや敢て喋々の弁を要せざる也。唯、時勢の状態より論究するに於ては、亦絶対に排斥する能はざるものなきにあらざるか。泰西は暫く措き、現に我三府五港、其他各地に許容せられつゝあるは、全く之を認可せざるに優るの理由存するが故なりとせん。

而も從來遊廓の設置なき我豊岡に於て新に公娼の設置を許容すべきものなるや否やに就ては、蓋し大に討究すべき問題なりと云はざるを得ず。素より遊廓設置を請願するの徒を目して只私益に駆られて常識をも備へるものとなすは余に偏狭にして謬見たるを免れず。故に吾人は強ち請願者其者の品位を論議するを避け、唯た遊廓の設置は果して風俗を矯正し、公娼の設置は果して善良なる影響を迨ぼすへきやを視るに止めん。試に冷静なる頭脳を以て一考すれば、遊廓の如き不礼の土地は苟も多少の知能を有する者の到底踏むを屑しとせざるが当然なれば、之を全廃すべきは云ふ迄もなし。されども、都會の土地は思想・知識は固より其他凡ての点に於て頗る混雜の状態にあるもの、則ち上流者も多ければ下流者も亦隨て多く、特に多数下流者等が快樂の目的は上流者等が快樂の目的とは大に趣を異なるものあり。彼等は色欲を以て蓋し人生の最大愉快を設置すれば多少は或意味に於て賑ふやも知れ

快なりとなすものゝ如し。去れば其愉快を与ふる方法と之に伴ふ衛生的方便としては、遊廓の設けは真に不得已處にして、之を外にして到底他に良法なきは今や何人も異議なき処とす。若し強て遊廓を禁圧すれば情欲の毒焰は自然他に噴出して以て風俗を害し、更に公衆衛生上甚寒心すへきものあるは事実に於て明なり。故に文明を誇る一面に於ては全然廃上すべきものなるも、他の一面に於て種々の実情は竟に之を厳禁するよりも寧ろ許容するを以て却て風俗上にも衛生上にも勝るものありと思惟せざるを得ず。蓋し、社会進化か極度に達せざる間は、仮令何人か一夫一婦を極力唱道するも容易に实行せられざるは古今東西の異同あるを見す。果して然らは我豊岡に新に公娼の設置は必要上避くへからざることなるか。勿論、新潟の如きは娼妓存廃は直に土地の衰盛に關係せりと聞く。成程、豊岡に遊廓を設置すれば多少は或意味に於て賑ふやも知れ

れと、遊廓より産み出す利益か乃ち豊岡の繁栄策と思ふは其根本に於て甚しき誤解たるを免れす。仮りに遊廓を設けたりとせよ、之に登樓し快楽を探るものは都會に於ける或る一派の下流者流の如きものにあらず、楼主か漂客として招致せんとするは正しく市街近郷の青年者等にあらざるなきを得す。之れを外にしては他に顧客とすべきものなきは、我豊岡の現状より觀察するも明晰なる筋合ならん。殊に豊岡は遊廓を設けざれば風俗を乱すべき遊冶放蕩者流の集合すべき場所となすは吾人か到底首肯し不能處、されば公娼の目下に於て反つて風俗を害するの虞れは或は之あるへきも、風俗を矯正するとなすは眞に理屈なき理屈と云ふへし。若し将来、鉄道布設せられて一大都會を醸出し風俗の矯正上、衛生の普及上、遊廓を新設する外他に良方法なきに至れば則ち之を請願する敢て遅しなさるなり。今日之か認可を得んとするは断々乎として吾人の

賛同する能はざる所也。然れ共、現に豊岡・出石・湯島・村岡・浜坂等の各町に於ける芸妓・酌婦と称する者を見れば、殆んど娼妓のそれと同しく漂客の為に鬻春的行為を為すもの比々皆然り。為に風俗を害するは固より盛に花柳病の製造をなしつゝあるを以て、之をしも公娼認可の理由とするは其論拠尚頗る薄弱なり。現に英國龍動^(ロンド)の如きに見るも至る処私窓子の伏在するか如く、娼妓を設くれば密売婦を根絶すと思惟するは抑も亦迂闊なる皮想の見解に過ぎざるなり。去れど吾人は上叙の事実を以て放任せよと云ふにあらず。又、其取締を警官の視線にのみ一任せんと欲するに非らす。警官の視線は其人に因り自ら緩敵ありて頼むべからざるのみならず売女は巧みに警官の視線を避けて花柳病の製造元たる恐れあれは、之を取締るに付ては此頃施行しつゝある東京の警視庁の如く芸妓・酌婦に対し体格検査を為さば病毒を予防するの機能を有し風

俗矯正の方便ともなりぬれば、目下我豊岡に於て娼妓の公許なれば必ずしも取締の付かさる訳なきは吾人が確く信して疑はざる所なり。



明治三十八年五月十日

公娼設置問題

当地或る有志者が豊岡町に公娼設置の計画を立て其筋に向つて請願書を差出したることは其当時本紙に掲載したるが、其後運動者は早晚許可さるゝものとし、土地の選定を行ひ、資金を株式組織にせんとて内々同志を求めつゝありと。尚、選定土地は小田井町裏字中浜とのことなり。又、既に許可せられたるものゝ如く噂さるゝも、右は秘密に付し居るを以て聞知する能はざるも、未だ実際に許可ありしものにあらざる由なり。

明治四十四年三月一日

町会と遊廓設置問題

去る廿一日豊岡町会を開催し

(中略) 左記遊廓設置の建議案は多数の賛成者ありて不日委員を挙げて其手続に着手することに決せり。

建議案

鉄道の開通及び文明諸機関の発達に伴ふ必然の要求として豊岡町に遊廓を設置し、目下全町に散在せる置屋を一区内に移し、娼妓を併置し、以て衛生風俗の向上を計り、傍ら町の繁盛を進めんとす。当町会は町村制第三十五条により公益の為めに右所見を上司に陳情せんとす。

明治四十四年二月二十八日



遊廓問題に就て

爾来、宿題とせる豊岡町遊廓設置問題は時機の熟せざりし為め再度の出願空しく却下無効となりしかば、今回同問題に関し某々の有志者間に於て研究の結果、第一

衛生道徳を標準とし、第二地方の発展策として芸娼妓二枚鑑札の標準を採り、第三風俗壞乱の恐れなき様充分の注意を払ふべき事、第四同問題は町發展の策なれば各地主等も誠意心を傾注す可き事等の条件を以て、近日其筋へ書類を提出す可く某方面に於て熟議せりとか聞く。

明治四十四年十一月十五日

行すべき活動写真は、其印画の斬新にして今春大阪毎日新聞社が阪神間に於て催ほしたる壮挙マラソン競走を初め今橋火薬爆発の慘状・ナイヤガラの大爆布、其他何れも奇抜なるものを実写せしものゝ由にて、到る所大喝采を博し来れりと云ふ。

3 地域振興の試み

(一) 地方改良運動

(1) 戸牧村規約

大坪五郎氏藏

戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シ吾等臣民勤儉力行スペキノ

トキニ際シ、当村ハ区域内ノ山林大抵往古ヨリ他村トノ共有地トナリ其葛藤年ニ甚ダシク出費ヲ要スルコト又尠シトセズ。幸ナルカナ、客年該共有山林全部ノ所

(四) 活動写真興行

『但馬新聞』明治四十二年五月二十五日

●活動写真 来る二十七日より当地保天恵座に於て興

有権ヲ當村へ買得シ基本財團ト為スコトヲ得タリ。然リト雖、是レニ償フベキ代金ニ至リテハ吾人ノ負担債務トナリ、是レヲ等閑ニ付センカ一難去リテ更ニ一難ヲ向ヘ益々苦境ニ沈淪セン故ニ、吾人ハ勤儉ヨリ生ズル利潤ヲ以テ該負債ヲ償却スルト共ニ各自独立自當ノ基礎ヲ鞏固ニスル為メ來ル明治四十七年末迄五ヶ年間、左記方法ニヨリ勤儉力行スルモノトス。

戸牧村規約

第一条 年始宴会ハ禁止ノコト。但シ、他町村来客者ニ対シテハ可成質素ニテ実行ノコト。
 第二条 初老・還暦等ノ祝儀ハ禁止ス。婚姻祝儀ハ村客一切廢止シ、親類客・新客ニ限り行フモノトス。
 第三条 三月雛祭・五月幟節句祝儀并ニ祝餅等配与一切禁止ス。

第四条 益酒等禁止ノコト

第五条 氏神祭礼ノ際、客人ニ対シ重ノ内遣取禁止ス。

但、前条ニ限ラズ村内ニ重ノ内配与一切堅ク禁止ノコト

第六条 仏事ハ相成ルベク質素ヲ旨トシテ相務メ、馳走ハ膳ノ上限り、禁酒タルベキコト
 但、膳ノ上、坪^(邊)ニ酒（一杯限り）ヲ盛ルハ此限リニアラズ。報恩講ハ亭主招伴タルベシ。

第七条 葬儀ハ可成質素ニ取片付ヲナスコト
 但、禁酒トス。

第八条 社寺其他諸勸化寄付等ハ、本村ニ檀家ノ多少、又ハ有無ヲ問ハズ惣代（戸牧村長、以下同上）ニ於テ処定ノ取換ヘラ成シ、各戸ニ付クヲ嚴禁ス。
 第九条 普請見舞及歳暮^(邊)使物等ノ遣取一切禁止ス。
 但、不慮ノ災害救済ハ此限リニアラズ。

第十条 産婦ノ帶祝・足洗・宮參客等、親族ヲ除ク外、近隣客一切廢止ノコト